

令和 8 年 6 月 1 日からの診療報酬改定に伴う患者さまへのご案内

明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合があります。

電子的診療情報連携体制整備加算について

オンライン請求やオンライン資格確認を通じて、電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている保険医療機関を評価するための診療報酬上の加算のことです。

<当院での取り組み>

- ① レセプトのオンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ③ マイナ保険証利用率の向上に向けた取り組みを行い、実績(利用率30%以上)を有しています。
- ④ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。
- ⑤ 電子処方箋の発行が可能です。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改正に伴い、令和8年6月1日より初診料と再診料を算定時に「電子的診療情報連携体制整備加算」を月に1回に限りそれぞれ9点、2点算定します。電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますのでご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

きどわき医院